

の形にて現に日常使用せられてあるはいふまでも無し。この「く」が音便にて臨時に「う」となることも、理論はさておき、事實は国民周知の事なり。かくてこの「う」が附属する場合に上の語幹の「ア」韻が「う」の影響を受け、「う」も亦上の影響を受け相反映して「オ」韻の音に近づきてあることも事實なり。かくてこの場合に於ける発音がオ列音の長音となれりとせば、こは発音のままに「こお」、「そお」といふ如き文字を用ゐるべき筈なり、然るにここにはその長音符として「う」を使用せり。この故に調査会案にてはこの「う」も亦音便の「う」をあらはすものにあらずして、長音符としての「う」なればその価値は全く別なりとす。

ここに於いてか問題生ず。この音便といふものは本来発音上の一時の現象にすぎざるものなり。しかもこれらはたとひ一時の現象たりといへ、「く」の変形なる以上明に語幹と語尾との關係を有するものなり。今調査会案の如くにせば、その語幹に変化を来すのみならず、語幹の長呼によりて一の活用形をなすこととならざるべからず。かくてこれと同時に國語の法格の上に重大なる變動を呈するに至らむ。この故に調査会がこれを主張する以上、同時に形容詞の法則の上に如何なる改革を加ふべきかの合理的説明を下さざるべからず。仮名遣を改むと称して語法をやぶりてそのままにあるべきにあらざればなり。

第十二 四段活用動詞の未然形に「う」のつけるものについて

國語の仮名遣改定案のオ列長音といふものの例中

あはう(逢)	かはう(買)	まはう(舞)
さかう(咲)	きかう(聞)	いそがう(急)
はなさう(話)	かへさう(返)	ちらさう(散)
うたう(打)	かたう(勝)	たたう(立)
しなう(死)	あそばう(遊)	とばう(飛)
はこばう(運)	あゆまう(歩)	やすまう(休)
たのまう(頼)	いのらう(祈)	かへらう(帰)
とほらう(通)		

の諸例は、四段活用(奈行良行変格活用をも含む)の動詞の未然形にこの所謂助動詞「う」のつきたる場合のものなり。而してその未然形の「ア」韻なる音と「う」とが相互の影響によりて「オ」韻の長呼の如くになれるは事實なり。されど、これあるが為に動詞の語幹をまで「おう」、「こう」、「そう」、「とう」、「う」、「ほう」、「もう」、「ろう」等と書き改めざるべからざる理由は成立せず。況んや調査会の改定案の「う」は一の所謂助動詞にあらずして、ただの長音符なること明かなれば、同じく「う」を用ゐたりとも世人の用ゐる「う」とは学理上全く別のものなり。かくてこの「おう」、「こう」、「そう」等は動詞の活用に変動を

與へて、新にオ列長音なる一活用を設くることとなれるなり。この故に調査会のこの案は従来四段活用と称したりしものを五段活用とするものにして、名は仮名遣の改定に止まるが如しといへども、実は語法上の改革を企つるものなり。さればこれに対して吾人は仮名遣の問題としてこれを決定するはその問題の範囲外に逸したるものと認め、必ず先づ語法上の問題として論決すべきものとし、これを仮名遣改定案の中より除き、別に慎重なる論議を経べきものなりと主張す。仮名遣の改定の名によりて語法の改革を行はむとするが如きは、そが仮りに無意識に行はれたる事なりとすとも、国語調査会の為に断じて賛成すべき所以を知らず。

余がかく論ずれば、国語調査会は前の国語調査委員会の草案なりし口語法の中に五段活用を建てありしによりて或はこれを既定の事なりといはむか。かの口語法は審議中にして議決を経ざりしものにして、その間に官制廃止となりしを、後に文部省の名によりて出版せしまでのものなれば、何等の権威あるものにあらず。且つ又実際にかの口語法が世間に如何に取扱はれてあるかを知るものは、五段活用が既定の事実なりなどといふことは思ひもよらぬ事実なるをさとるべし。

第十三 名詞又は用言の語幹中に長音なりとて改めたるものについて

国語調査会の改定案に長音なりと称して名詞の中間又は末

尾の音の文字を改めたるものの中に、長者と認むべからぬものあり。

「ゆふだち」を「ゆうだち」 「きのふ」を「きのう」

「ふくろふ」を「ふくろう」

等の「ふ」は現実の発音にては「う」となるはもとより事実なり。されど、これが一音節たることを失へるにはあらざるものなり。この故にこれを上の「ゆ」、「の」、「ろ」と合せて一音節とし「ゆ」、「の」、「ろ」の長音とすることは事実には反するものなり。又

「おほかみ」を「おうかみ」 「おほやけ」を「おうやけ」

「こほろぎ」を「こうろぎ」 「ほほづき」を「ほうづき」

「ほほ」を「ほう」 「ほほのき」を「ほうのき」

とせるは如何。これらの「ほ」が発音上「お」の如くなれるは事実と認むとせむも、その音を成すに「う」を用ゐてこれをあらはし、同時にこれを上の「お」、「こ」、「ほ」等の長音とせることは首肯すべからず。これらは既にいへる如く「う」の字の価値の上に不合理あると共に、二音節を一音節とせる誤あるが故に、二重の過誤ありとす。

次に同じき事が用言の語幹中にも行はれたり。即ち

「おほい」を「おうい」

「おほいきい」を「おうきい」

「とほい」を「とうい」

「しおほせる」を「しおうせる」

「とどろほる」を「とどろうる」

「とほる」を「とうる」

「もよほす」を「もようす」

の「ほ」は事実上「お」と発音せらるるとも、これが一音節たることは疑ひなきところなるが、それらを長呼の一音節とせることは事實にあらざるのみならず、長呼の音なりしとしても、これを「う」にてあらはすことは発音を忠実に示さざるものなり。この故に国語に心得なきものをして文字通りにこれらを発音して、

お。う。か。み、お。う。や。け、こ。う。ろ。ぎ、ほ。う。づ。き、ほ。う、ほ。う。の。き、お。う。い、お。う。き。い、と。う。い、し。お。う。せ。る、と。ど。こ。う。る、と。う。る、も。よ。う。す

と発音せしめ、以て国語を乱る虞なしとせず。この故にこれらは実地問題としても理論上よりしても賛すべき所以を知らざるなり。

以上数項にわたりて説く所を見て、調査会が国語の長音と認めたるものには種々の不合理と矛盾と難問とを包含するをさとるべし。この故に調査会は宜しくその国語の長音の仮名遣といふものを解放して、これを二音節と認め、それと同時に

に国語の法格を破る如き点は、すべてこれを撤廃すべし。

第十四 ウ列拗音の長音として示せる例は拗音にあらず

国語調査会が国語仮名遣の中に、国語のウ列拗音の長音なりと示せる例を見るに、

「し。う。と」を「し。ゆ。う。と」 「し。う。と。め」を「し。ゆ。う。と。め」

とせるあり。この場合の「し。う」は吾人の耳に「し。ゆ。う」の如く聞ゆることあるは吾人必ずしもこれを否認せず。然れども、吾人はこれを以てこれを拗音となり果せたりとは認むる能はざるなり。これらは上の「し」音と下の「う」音との接触によりてその音が相互に関渉を起し、その「し」より「う」に遷移する際に拗音の如き現象を呈するに至るは自然の事なれど、これが拗音に変化し、二音節の資格を失ひ一の長音となれりとは認むべからず。

次に

「おほきう」を「おうきゆう」

「あたらしう」を「あたらしゆう」

「かなしう」を「かなしゆう」

「すずしう」を「すずしゆう」

と改めたるあり。これらは形容詞の連用形の「く」が音便によりて「う」となりたるものなれば、それらを「う」とかくことは

古来の定則たり。これを以て卒然として見れば国語調査会案の

おうきゆう、あたらしゆう、かなしゆう、すずしゆう。

の「う」と同じやうに見らるべけれども、その文字の価値は全然別なり。形容詞の音便の「う」は一音節の価値を有するものにして一の文字たる資格を具有するものなれど国語調査会の「う」は所謂拗音の長音の記号たるに止まり、いはば棒引の「ー」と大差なき附屬的記号に過ぎざるなり。ここに於いて問題はその形容詞の連用形の音便が「う」にありや又「きゆ」「しゆ」にありやといふ点に移るべし。然れども吾人は形容詞の音便が

大きゆ、涼しゆ、新しゆ、悲しゆ、

となることの所以を知らず。或は又別に「きゆ」、「しゆ」の活用が、形容詞に新に生じたりといはざるべからざるに至らむ。かくなれば、わが国語学上に形容詞の法格の上に一大變動を起し、たとへば「大きい」といふ語につきては

おほきく、おほきゆ、おほきい、おほきけれ。

の如き形式を認めざるべからず。かくてこれら形容詞の語幹は

おほき、おほき。

の二様ありといはざるべからず。上述の如く拗音の長呼音なりといふ論を主張せむものは、これらの事を肯定するに足る

べき立証をなすべきなり。この立証をなさずしてこれを国民に首肯せしめむとするが如きは不可能の事に属す。

この

おほきう、あたらしう、かなしう、すずしう。

の「き」「し」と「う」との間の音の相互の關係によりて拗音の如き感を起すことあるは既にいひたる如く事実なり。されど、拗音とは二重の母音のありて一に成熟せる一個の音節を示すものにして、かくの如き一時の仮現的現象をまで一の成熟せる音節となすことは未だかつて聞かざる所なり。かくの如き二音の関涉によりて起る一時の現象は他にも存し、しかも頗る頻繁なるものなれば、かかる一時の現象をも一一特別の記号にてあらはさむと欲せば、上に述べたる如く声音学的記号を用ゐるの外なきなり。然るに、ここに至りては極端なる音の機械的写実を主張して国語の法格を破壊するを顧みずして、他面には「は」「を」「へ」の如き古来の仮名遣を保存せるが如きは、吾人その真意の奈辺に存するかを知るに苦むものなり。

第十五 結 論

今回の改定案の目的如何といふことは吾人その明示せられたるを知らねば遽に付度し難しといへども、その案に一貫の条理なく学理上の根拠なくして一方に極端なる表音主義をとりて国語の法格を無視するかと思へば、他方には全く旧来の仮名遣を保存せり。而してその末尾の音の仮名遣に至りては

字音に於いては全く旧式を墨守し、国語に於いては条理一貫せず。而して従来国民間に殆ど誤りなく行はれ来れるものをも改めたること、上來述べし所によりても明らかなるべし。

吾人はなほ仔細に各語の用例につき論せば論すべきこと無きにあらざれど、この案の大体の価値既に上述の如くなれば今更論じ立つるまでもあらざるべければ、ここに結論を述べむと欲す。

要するにこの改定案は學術上の根拠を欠けるのみならず、国語の法格を破壊し国民の習慣を無視するものなるを以て吾人は総括的にこれが廃棄を望み、又漢字全廃の行はれむまではかかる企を見合せられむことを望むものなり。而して将来に於ける漢字全廃の可否は吾人ここに絶対的に中立の態度をとるものなるを声明す。然れども若し現代直ちに漢字を全廃すべしといふ論あらば、吾人は国民生活の現状よりしてこれに反対することを予め言明す。而して今の改定案の如きは漢字全廃の前提にあらざる以上、全く不急の事業たること既に述べたる所なり。

然れども人ありてこの案の如きが、初等教育に必要ななりといふものあらむ。かくの如きことをば初歩の教育に於いて正しき仮名遣を教ふる予備の方便として教育者の行ふことは、必ずしも咎めざる所なれど、これあるが為に、仮名遣を改定すべしといふが如きは本末を顛倒せる論なり。

惟ふにわが国語国文を整理するが如きは、一の極めて重大なる国家及び民族の問題にして一朝一夕の事業として成就すべき輕微の問題にあらず。吾人の望む所は国家が永久的の機關を設け、百年若くは五十年以上の計画を以てしてその事業を起し、時間的には過去より現在にわたりてこれを調査し、空間的には現代の各地方に行はるる語より各關係語族に至るまでの調査を施し、以て国語の歴史と現状とを明かにし、しかして後徐ろに将来の国語を如何にすべきかの問題を解決すべし。かくの如き大事業はたとひ非凡の大学者ありといふとも一二少数の学者のよくすべき事にあらねば、国家は宜しく別に国費を投じて多数の国語学者の養成に努力すべし。かくの如くせばかの明治時代に法典編纂の大事業の成就せしが如く国語整理の大事業も大成すべし。今の如く二三の国語学者あるのみにして後継者なく、たまたま国語学を専攻するものも上下の圧迫に遭ひて驥足を伸すこと能はざるが如き時代にありては如何にしてこの大問題の解決せらるべきか。余は衷心よりして国家の為にかくせざればわが国語問題の眞の解決は決して期待せらるべきにあらざるを信するものなり。人或は五十年百年といはばその長きに驚かむ。五十年は人一人の生命期間に過ぎず。過去数百年間放棄せられし問題を五十年百年にして眞に解決するを得ば寧ろ僥倖といはむ。何の長きに驚かむ。見よ、水戸の大日本史は二百年の継続事業たりし

にあらずや。又今の史料編纂事業の如きはその編纂方法は必ずしも吾人の賛成する所にあらずといへども、既に五十年を経、なほその成績半に達せざるにあらずや。わが国語問題の根本的解決の如きは決して短時日の間に行はれ得べき軽微の問題にあらず。短時日の間に少数の学者の手によりてこれを解決せむとするが如き事あらば、その事常に失敗に終るのみならず、これが為に国費を徒消するに止らむ。切に当局の反省を望む。